

登園許可証明書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証の提出をお願いいたします。

園名

ひいらぎ保育園

園児氏名

該当疾患に○	疾患名	登園停止期間の基準
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが、かさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	咽頭結膜炎 (アール熱・アデノウイルス感染症)	主な症状が消失した後2日経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状によりかかりつけ医等において、感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157など)	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普通に食事が取れるまで
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普通に食事が取れるまで
	新型コロナウイルス	医師により感染の恐れがないと認められるまで

上記の疾患で令和 年 月 日から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので、令和 年 月 日より登園してよいことを証明します。

※保育園生活での注意事項

()

証明日：令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印